

臨時給付金のご案内

受給には手続きが必要です

- 物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税均等割課税世帯）と、低所得の子育て世帯（住民税非課税世帯、均等割課税世帯）を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

- ①住民税均等割課税世帯 10万円
- ②低所得の子育て世帯
(住民税非課税、均等割課税世帯)
児童(18歳以下) 1人あたり 5万円

給付金の支給時期

西粟倉村が確認書(または申請書)を受理した日から3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

令和5年度

- ①**住民税均等割課税世帯**
- ②**低所得の子育て世帯**

○令和5年1月2日以降に転入した者を含む世帯

○令和5年12月2日以降出生した新生児を含む世帯

西粟倉村から
確認書が届きます (**要返送**)

令和5年12月1日時点で西粟倉村に住民登録がある方へ確認書が送付されます。

申請が必要です



該当と思われる世帯は、役場保健福祉課にお問い合わせ下さい。

Tel0868-79-2233